

大戸川ダム環境保全委員会 公開要領

（目 的）

第1条 本要領は、「大戸川ダム環境保全委員会」における公開方法等について、必要な事項を定めるものである。

（会議の公開）

第2条 会議、会議資料、議事録は、原則として公開する。ただし、希少動植物の保護や、個人の財産に関わる情報の保護等の観点から公表することが適切ではない場合は、その理由を明らかにし、上記の全て又は一部を非公開とすることができるものとする。なお、公開、非公開の判断については、委員長が決定するものとする。

（会議の傍聴）

第3条 会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

- 1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- 2) 傍聴希望者は事前登録制とする。

（会議資料等）

第4条 会議資料及び議事録は、非公開に該当するものを除き、大戸川ダム工事事務所のウェブサイトにおいて公開する。ただし、議事録は、作成後、委員に照会の上、公開するものとする。

なお、会議において公開された会議資料等についても希少種（重要な種）の保護等の観点から種名やその生育・生息箇所の特定期に繋がるような情報等に関しては、マスキング又は削除等を行った後にウェブサイトで公開するものとする。

（その他）

第5条 この公開要領に定めのない事項については、委員長の判断によりその是非を決定するものとする。

附 則

この公開要領は、令和4年10月31日より適用する。

令和7年3月28日一部改正